

山口市一般廃棄物処理実施計画

令和6年度

令和6年7月31日変更

山口市

目 次

第1章 基本的事項

1	目的	1
2	計画期間	1
3	計画区域	1
4	一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	1

第2章 ごみ処理実施計画

1	目標達成のための施策の体系	2
2	施策体系別の具体的な取組	3
(1)	ごみ排出量の抑制	3
(2)	分別・リサイクルの推進	4
(3)	環境負荷低減に配慮したごみの適正処理の推進	5
3	収集運搬計画	7
(1)	収集運搬の概要	7
(2)	持込施設	10
(3)	収集及び処分しないごみ	11
4	中間処理計画	12
5	最終処分計画	13
6	一般廃棄物処理業許可に関する計画	14

第3章 生活排水処理実施計画

1	生活排水処理計画	15
(1)	污水衛生処理人口及び污水衛生処理率	15
(2)	し尿及び生活雑排水処理施設	15
(3)	合併処理浄化槽整備	16
2	し尿及び浄化槽汚泥処理計画	17
(1)	収集運搬計画	17
(2)	中間処理計画	17

第1章 基本的事項

1 目的

本計画は、「みんなでつくる循環型のまち山口」の具現化をめざす「山口市一般廃棄物処理基本計画」の目標を達成するため、ごみの排出量の抑制、分別・リサイクルの推進、環境負荷に配慮したごみの適正処理の推進など、単年度における具体的な取り組みを定めるものです。

2 計画期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 計画区域

山口市全域とする。

4 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

年度	可燃物	不燃物	金属 小型家電	資源物 (集団回収含)	し尿	浄化槽汚泥
4 (実績)	57,004t	3,286t	1,193t	8,631t	12,265 kl (うち委託分1,756kl)	42,801kl (うち委託分3,020kl)
6 (見込)	56,615t	3,109t	1,129t	8,514t	14,260 kl (うち委託分1,685kl) (うち受託分2,794kl)	48,837kl (うち委託分3,082kl) (うち受託分3,757kl)

※令和4年度実績の浄化槽汚泥は、農業集落排水処理施設（2施設）から発生した汚泥を含んでいる。

※令和6年度見込の浄化槽汚泥は、農業集落排水処理施設（6施設）から発生した汚泥を含んでいる。

※し尿及び浄化槽汚泥は、防府市に処理委託している徳地地域分を含んでいる。

※令和6年度見込のし尿及び浄化槽汚泥は、豪雨災害に伴う美祢市受託分を含んでいる。

第2章 ごみ処理実施計画

1 目標達成のための施策の体系

1 ごみ排出量の抑制（リデュース・リユース）

(1) ごみ減量化の啓発

(2) 廃棄物処理手数料の見直し

2 分別・リサイクルの推進（リサイクル）

(1) 分別ルールの周知

(2) 効果的・効率的なリサイクルの推進

(3) プラスチック製品リサイクルの検討

3 環境負荷低減に配慮したごみの適正処理の推進

(1) 適切な収集運搬の実施

(2) 処理施設の適正な管理運営と計画的な整備

(3) 災害ごみの適正な処理

2 施策体系別の具体的な取組

(1) ごみ排出量の抑制

① ごみ減量化の啓発

ごみの減量化を進めていくためには、市民や事業所がリデュース（排出抑制）、リユース（再使用）に加えて、リフューズ（使い捨て製品を断る）にも自発的に取り組んでいく必要があります。

リサイクルプラザを活動拠点としているボランティア団体「やまぐちエコ倶楽部」への委託事業（広報活動、各種講座・展示・イベントの開催等）や、市職員によるごみ分別出前講座においてごみ減量化の啓発を行います。

ごみ処理の現場を見てもらうことで、ごみ減量への関心と理解を深める機会とするため、市民を対象にごみ処理施設の見学受入れを行います。

将来を担う子どもたちへの環境教育として、小学4年生を対象とした環境副読本「あいらぶ山口」を各小学校に配布し、授業で活用します。

生ごみの減量化、堆肥化を図るため、家庭での生ごみ処理機等の購入補助を行います。

「山口市食品ロス削減推進計画（第4章）」に基づき、食品ロスの削減を推進します。

具体的な取組	担当課
○ごみ分別出前講座（分別説明会等）の実施	資源循環推進課
○やまぐちエコ倶楽部への啓発事業委託	資源循環推進課
リサイクルプラザ広報紙「かわらばん」の発行	
地域行事等での出張啓発活動の実施	
フリーマーケットの開催	
おもちゃの病院の開催	
各種講座・展示の開催	
古着の回収・販売	
○ごみ処理・リサイクル施設の見学会の実施	環境施設課
○小学生向け環境副読本「あいらぶ山口」の作成・配布	資源循環推進課
○小学生向け出前環境学習の実施	清掃事務所
○家庭用生ごみ処理機等の購入補助	資源循環推進課

② 廃棄物処理手数料の見直し

ごみ排出者に対して求める費用負担の見直しについては、ごみの排出抑制効果や排出量に応じた費用負担の公平性確保の観点から、総合的に検討を行います。また、あわせて、可燃ごみ指定収集袋の大きさ（※）について、サイズの縮小などを検討します。

※指定収集袋の大きさ…大：45リットル、中：30リットル、小：20リットル

(2) 分別・リサイクルの推進

① 分別ルール周知

リサイクルを推進するためには、排出者によるごみの分別が必要不可欠であり、分別が不十分だと市による選別作業に多くの経費を要することとなるため、ごみの分別や排出方法について積極的に情報発信し、ごみ分別の推進を図ります。

情報発信については、「ごみ・資源収集カレンダー」をわかりやすく編集し、全戸配布するとともに、広報誌や市公式ウェブサイトなどの媒体を効果的に活用します。また、「山口市LINE公式アカウント」等によるごみ検索機能、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」、「ごみ情報ダイヤル」の周知を図るとともに、外国人や学生に対する効果的な周知方法について検討します。

事業者に対しては、啓発パンフレットを配布するとともに、清掃工場へのごみ持込時に検査を行い、適正排出の指導を適宜行います。

具体的な取組	担当課
○市報・市公式ウェブサイト等の媒体を活用したごみ分別やリサイクルに関する情報提供	資源循環推進課
○ごみ・資源収集カレンダーの作成、配布	資源循環推進課
○ごみ分別の手引きの作成・配布	資源循環推進課
○分別アプリ「さんあ〜る」を活用した情報発信	資源循環推進課
○市LINE公式アカウント等を活用した情報発信	資源循環推進課
○ごみ情報ダイヤルによる相談	資源循環推進課
○事業系ごみの減量等に関する啓発パンフレットの作成・配布	資源循環推進課
○事業系可燃ごみ搬入物検査の実施	環境施設課

② 効果的・効率的なリサイクルの推進

ごみの分別基準やリサイクルする品目については、時代のニーズや費用対効果を踏まえた効果的で効率的なリサイクルへの見直しを検討します。

地域のボランティア団体が行っている資源物の集団回収（つくし推進事業）について、支援の在り方を検討していきます。

事業者の自主回収などにより、民間での資源化ルートが確立されているものについては、市民への周知を積極的に行い、民間ルートの活用を図ります。

ペットボトルについて、半永久的にペットボトルへ繰り返しリサイクルされる水平リサイクルを推進します。

具体的な取組	担当課
○事業所による自主回収等の情報提供	資源循環推進課
○つくし推進事業による資源物集団回収への奨励金交付の実施	資源循環推進課
○古布の分別収集の試験的実施	資源循環推進課
○分別収集したペットボトル（一部）の水平リサイクルの実施	資源循環推進課

③ プラスチック製品リサイクルの検討

令和4年4月1日にプラスチック資源循環促進法が施行されたことに伴い、これまで容器包装リサイクル法に基づきリサイクルを行ってきたプラスチック製容器包装に加え、それ以外のプラスチック製品についても市区町村が分別収集・リサイクルするよう努めることとなりました。プラスチック製品の分別収集の基準や体制整備について、具体的な方策の検討を進めていきます。

(3) 環境負荷低減に配慮したごみの適正処理の推進

① 適切な収集運搬の実施

家庭系ごみの収集運搬については、効率性、安全性、衛生面等を考慮し、適切な運搬を実施します。

分別ルール、収集量、市民ニーズなどの状況の変化に合わせて、収集体制や収集頻度の見直しを適宜検討します。また、ごみを集積場所まで持ち出すことが困難な市民に対する収集方法を検討していきます。

ごみ集積所については自治会等が管理しており、ごみ集積施設の設置補助などの支援を継続するとともに、ごみ出し支援の一環として、地域の特性に応じた設置要件の弾力的な運用について引き続き取り組みます。

具体的な取組	担当課
○ごみ収集運搬の実施	清掃事務所
○収集運搬車の維持管理・購入	清掃事務所
○ごみの排出が困難な世帯を対象とした戸別収集を実証的に実施（可燃ごみ）	清掃事務所
○ごみ集積施設の設置補助	清掃事務所
○可燃ごみ指定収集袋の製造・配送・販売	資源循環推進課

② 処理施設の適正な管理運営と計画的な整備

処理施設の管理については、国が定める維持管理基準に基づき、環境負荷軽減に配慮した適正な運営を行うとともに、焼却において発生する熱エネルギー等の有効活用を図ります。

施設の機能が維持されるよう設備等の適切な維持管理を行うとともに、施設の建設から稼働、廃止に至るまでのライフサイクルコストの削減を踏まえて、施設の長寿命化や更新などの計画的な整備を実施します。

老朽化の進んでいる清掃工場（平成10年竣工）については、これまで電気機械設備等の長寿命化工事を実施してきましたが、更なる長寿命化を図るのか、建て替えを行うのかの施設整備の方向性を検討します。

処理施設について、更なる効率的かつ安定的な管理運営を図るため、包括運営委託を含め、効果的な委託方法を検討します。

具体的な取組	担当課
○清掃工場の管理運営	環境施設課
○不燃物中間処理センターの管理運営	環境施設課
○最終処分場の管理運営	環境施設課
○資源化施設の管理運営	資源循環推進課
○ごみ持込施設の管理運営	資源循環推進課
	清掃事務所

③ 災害ごみの適正な処理

地震や台風などの災害発生時において、迅速かつ確実に山口市災害廃棄物処理計画や初動マニュアルに基づいた行動がとれるよう、職員を対象に研修会を実施します。また、災害時に関係機関と迅速な連携がとれるよう、日頃から意思疎通を図ります。

計画やマニュアルについては内容の見直しを随時行い、継続的に維持改善していきます。

具体的な取組	担当課
○災害廃棄物処理計画・初動マニュアルの整理・充実	資源循環推進課
○職員向け災害廃棄物処理研修の実施	資源循環推進課

3 収集運搬計画

事業系ごみの収集運搬については、排出者責任の観点から、排出者自らあるいは一般廃棄物収集運搬許可業者が実施します。

(1) 収集運搬の概要

種類			収集運搬主体	収集場所	主な搬入先	処分方法
家庭系ごみ	可燃ごみ（燃やせるごみ）		排出者又は市（直営・委託）	集積所	清掃工場	焼却・資源化
	不燃ごみ（燃やせないごみ）			集積所	不燃物中間処理センター	資源化・焼却・埋立
	金属・小型家電製品			集積所	不燃物中間処理センター	資源化
	使用済小型家電・パーソナルコンピュータ			拠点	リサイクルプラザ	資源化
	資源物	缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、紙パック		集積所	リサイクルプラザ	資源化
		新聞、雑誌がみ、ダンボール		集積所	資源回収業者	資源化
		古布		周布町資源物ステーション（～R6.7） リサイクルプラザ（R6.8～）	資源回収業者	資源化
	粗大ごみ			戸別	不燃物中間処理センター	資源化・焼却・埋立
	有害ごみ	蛍光管、乾電池、水銀体温計		拠点	リサイクルプラザ	資源化
		スプレー缶		拠点	不燃物中間処理センター	資源化
		水銀血圧計		資源循環推進課	リサイクルプラザ	資源化
		小型充電式電池・モバイルバッテリー・ボタン電池・コイン電池・電子たばこ・加熱式たばこ		拠点	リサイクルプラザ	資源化
	一時多量ごみ		排出者又は許可業者	排出者又は許可業者による収集運搬	清掃工場または不燃物中間処理センター	資源化・焼却・埋立
	排出困難者から発生したごみ				清掃工場または不燃物中間処理センター	資源化・焼却・埋立
	市で収集・処分を行うことができないもの				許可業者	資源化等

※収集回数は、毎年度のごみ・資源収集カレンダー作成に併せて定めます。

※許可業者とは、本市が許可した一般廃棄物処理業者（収集運搬業・処分業）をいいます。

種類		収集運搬主体	収集場所	主な搬入先	処分方法
事業系ごみ	可燃ごみ	排出者又は許可業者	排出者又は許可業者による収集運搬	清掃工場	焼却・資源化
	不燃ごみ			不燃物中間処理センター	資源化・焼却・埋立
	金属類			不燃物中間処理センター	資源化
	資源物 缶、びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装、紙製容器包装、紙パック、新聞、雑がみ、ダンボール			資源回収業者またはリサイクルプラザ	資源化
	市で収集・処分を行うことができないもの			許可業者	資源化等

※許可業者とは、本市が許可した一般廃棄物処理業者（収集運搬業・処分業）をいいます。

事業系ごみの市施設への受入れについては、次の項目について取組を進めます。

○ 可燃ごみ

資源化可能な紙類のリサイクルの指導

建設業及びリフォーム業等により発生した建設廃材の混入防止指導

○ 不燃ごみ

年間搬入量の4 t 受入れ制限の継続

有価物として売却可能な金属類の受入れの継続

コンクリートくずや建設廃材等の混入防止指導

○ 資源物

缶、びん、プラスチック製容器包装及びペットボトル等資源物の受入れの継続

事業活動に伴って排出される事業系一般廃棄物と産業廃棄物

品目	事業系一般廃棄物	産業廃棄物
紙くず	産業廃棄物以外の紙くず（新聞・雑がみ・ダンボール・シュレッダーダスト等） ただし、資源化可能な紙類はリサイクルを行うこと	建設業（工作物の新築、改築、解体による）、紙製造業、新聞業（印刷発行）、出版業、製本業、印刷物加工業により発生したもの、ポリ塩化ビフェニルを含むもの
木くず	産業廃棄物以外の木くず（木製家具・剪定枝・落ち葉等）	建設業（工作物の新築、改築、解体による）、木材・木製品製造業、パルプ製造業、木材卸売業、リース業により発生したもの、パレット、ポリ塩化ビフェニルを含むもの
繊維くず	産業廃棄物以外の繊維くず（天然繊維・畳等）	建設業（工作物の新築、改築、解体による）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）により発生したもの、ポリ塩化ビフェニルを含むもの
動植物性残渣（生ごみ等）	産業廃棄物以外の動植物性残渣（厨芥ごみ・残飯・茶葉・天然皮革等） ただし、食品関連事業者は、食品リサイクル実施率目標に向けリサイクルを行うこと	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において原料として使用した動植物に係る固形状の不要物
動物系固形不要物	産業廃棄物以外の動物系固形不要物	と畜場、食鳥処理場において発生した動物に係る固形状の不要物
動物のふん尿 動物の死体	産業廃棄物以外の動物のふん尿・死体	畜産農業において発生したもの
廃プラスチック類		PPバンド・トレイ・プラスチック製容器包装・ペットボトル・スタイロ畳・点滴パック・断熱材・合成繊維・合成樹脂・合成ゴム・廃タイヤ等
金属くず		空き缶・一斗缶・スチール製品・金属製品等
ガラス・陶磁器くず		空きびん・コップ・陶器・鏡・ガラス等
コンクリートくず		コンクリートの破片等に類する不要物
その他		ゴムくず、鋳さい、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、OA機器、小型家電製品、照明器具、乾電池、蛍光灯等

(2) 持込施設

種類	搬入施設
可燃ごみ (燃やせるごみ)	山口市清掃工場
	山口市阿知須清掃センター
不燃ごみ (燃やせないごみ)	山口市不燃物中間処理センター
	山口市鍛冶畑不燃物埋立処分場
	山口市青江一般廃棄物最終処分場
	山口市阿知須清掃センター
	山口市阿東クリーンセンター
金属・小型家電製品	山口市不燃物中間処理センター
	山口市鍛冶畑不燃物埋立処分場
	山口市青江一般廃棄物最終処分場
	山口市阿知須清掃センター
	山口市阿東クリーンセンター
使用済小型家電	山口市リサイクルプラザ
	山口市各総合支所
	山口市各地域交流センター
粗大ごみ	山口市不燃物中間処理センター
	山口市鍛冶畑不燃物埋立処分場（不燃性粗大のみ）
	山口市青江一般廃棄物最終処分場
	山口市阿知須清掃センター
	山口市阿東クリーンセンター
資源物	山口市リサイクルプラザ
	山口市阿知須清掃センター
	山口市小郡資源物ストックヤード（鍛冶畑不燃物埋立処分場内）
	山口市青江ストックヤード（青江一般廃棄物最終処分場内）
	山口市阿東クリーンセンター
	山口市各地域資源物ステーション
有害ごみ	山口市リサイクルプラザ
	山口市阿知須清掃センター
	山口市小郡資源物ストックヤード（鍛冶畑不燃物埋立処分場内）
	山口市青江ストックヤード（青江一般廃棄物最終処分場内）
	山口市阿東クリーンセンター
	山口市各地域資源物ステーション
	山口市各地域交流センター及び各分館その他市の指定場所

(3) 収集及び処分しないごみ

区分	品目例	排出方法
有害性のあるもの	バッテリー、農薬、在宅医療に伴い排出される注射針、有害ガスを発生するもの等	販売店等に引き取ってもらい、当該店が適正に処分すること
危険性のあるもの	プロパンガスボンベ等	注射針等の感染性の恐れのあるものは、医療機関等を持ち込み、感染性廃棄物として処理すること
引火性のあるもの	火薬類、ガソリン、灯油、廃油等	その他については、産業廃棄物として処理すること
著しく悪臭を発生するもの	汚物類	便槽、浄化槽又は下水道に投入すること
特別管理一般廃棄物	医療機関等から排出される血液等が付着した包帯、ガーゼ等感染性のあるもの	排出者において、適正に処分すること
特定家庭用機器廃棄物	テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機	家電リサイクル制度により、適正に処分すること
処理が著しく困難であり、処理施設の機能に支障を生じるもの	可燃ごみ（可燃性粗大ごみを除く）のうち、破砕機使用の場合、直径 5cm×長さ 2mを超過するもの、また破砕機を使用しない場合、直径 5cm×長さ 50cm を超過するもの	本市受入基準を満たすよう、加工して持ち込むか、民間処理業者により、適正に処分すること
	不燃ごみ（不燃性粗大ごみ及び金属・小型家電製品を除く）のうち、縦 1.4m×横 1.8m×高さ 0.9mを超過する工作物及び製品	
	ピアノや金庫等の著しく重いものや大きいもの、タイヤ等	販売店等に引き取ってもらい、当該店が適正に処分すること
	オートバイ、原動機付自転車等	二輪車リサイクル制度により、適正に処分すること
	消火器	廃消火器リサイクル制度により、適正に処分すること
	その他（塗料・エンジン・合わせガラス・FRP・フロンガスを含むもの・エアコンプレッサー・排水処理施設の活性炭等）	民間処理業者等により、適正に処分すること

4 中間処理計画

資源物は、山口市リサイクルプラザ、山口市小郡資源物ストックヤード及び山口市阿東クリーンセンターで選別・圧縮・梱包を行います。可燃ごみは、山口市清掃工場で焼却します。

また、不燃ごみや粗大ごみは、山口市不燃物中間処理センターで破碎選別を行い、金属類を資源化することにより、最終処分量を縮減します。

	名称	所在地	処理能力	運営 主体
資源 化 施 設	山口市 リサイクルプラザ	山口市大内御堀 10489 番地 8	缶 ペット その他プラ 1.1t/h 0.3t/h 2.5t/h	市
	山口市 小郡資源物ストックヤード	山口市小郡上郷 1175 番地	ペット 0.3t/h	市
	山口市 阿東クリーンセンター	山口市阿東生雲東分 11119 番地	缶 0.48t/h	市
焼 却 施 設	山口市清掃工場	山口市大内御堀 496 番地	可燃 220 t /24h	市
破 碎 選 別	山口市不燃物中間 処理センター	山口市宮野下 11782 番地 1	不燃 可燃粗大 不燃粗大 40t/5h 5t/5h 5t/5h	市

5 最終処分計画

直接埋立や中間処理後の不燃物は、次の各最終処分場の埋立条件や処理方式に基づき処分します。

(単位：m³)

名称	所在地	埋立 対象物	浸出水 処理設備	埋立容量	残余容量
山口市鍛冶畑不燃物 埋立処分場	山口市小郡上郷 10596番地55	不燃ごみ 地区清掃土砂 返却異物	有	66,000	34,390
山口市青江一般廃棄物 最終処分場	山口市秋穂東 3465番地	安定品目 地区清掃土砂	無	225,505	36,338
山口市岡山最終処分場	山口市阿知須 10649番地43	地区清掃土砂	有	4,614	335
山口市阿東一般廃棄物 最終処分場	山口市阿東蔵目喜 10867番地	不燃ごみ 返却異物	有	26,000	9,096
山口市大浦一般廃棄物 最終処分場	山口市江崎 1279番地2	破碎残渣	有	28,000	17,941

※残余容量は、令和5年3月末現在

6 一般廃棄物処理業許可に関する計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第5項第2号及び同条第10項第2号の規定により、一般廃棄物処理業許可に関する計画を次のとおり定めます。

(1) 一般廃棄物収集運搬業許可

山口市及び収集運搬業許可業者が適正な収集運搬を実施できる能力を有している限りにおいて、原則新規の許可は行いません。

ただし、以下に該当する場合は、事業内容を限定して新規の許可を行います。

- ① 国又は地方公共団体等の委託を受けて行う道路、河川、施設等の清掃並びに維持管理に伴うもの及び建設業に関連して委託を受けるものに限る。
- ② 一般廃棄物のうち、木くず、草及び動植物性残渣に限る。
- ③ 現在の収集運搬許可業者の能力で運搬が困難な品目に限る。

(2) 一般廃棄物処分業許可

山口市及び処分業許可業者が適正な処分を実施できる能力を有している限りにおいて、原則新規の許可は行いません。ただし、新たに資源化の推進に寄与するもの及び市が指定する処理困難物等で既存の処分業許可業者において当該廃棄物の処分ができない品目については、品目を限定して新規の許可を行います。

(3) 車両の登録

収集運搬車両の増車については、原則認めません。

ただし、以下に該当する場合は、用途を限定して増車を認めます。

- ① 上記(1)①～③に掲げる限定許可に使用する場合。
- ② 本市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けている事業者が、高齢・障がい者世帯に対するごみ出し支援を目的とした定期的な家庭ごみの戸別収集に使用する場合。

第3章 生活排水処理実施計画

1 生活排水処理計画

公共下水道事業、農業・漁業集落排水事業の整備の推進及び合併処理浄化槽設置整備事業の促進により、雑排水未処理世帯の水洗化に努めます。

(1) 汚水衛生処理人口及び汚水衛生処理率

(単位：人)

項目	4年度（実績）	6年度（計画）
行政区域内人口	187,674	185,954
汚水衛生処理人口	174,537	173,868
汚水衛生処理率	93.0%	93.5%

(2) し尿及び生活雑排水処理施設

① 公共下水道処理施設

名称	所在地	処理開始	計画処理能力
山口浄化センター	山口市黒川 8 番地	昭和 56 年 12 月	50,000m ³ /日
小郡浄化センター※	山口市小郡令和二丁目 2 番 1 号	昭和 57 年 4 月	13,000m ³ /日
秋穂浄化センター	山口市秋穂西 2650 番地	平成 17 年 4 月	2,000m ³ /日 (漁業集落排水を含む)
川西浄化センター	山口市深溝 1247 番地	平成 20 年 6 月	2,850m ³ /日 (農業集落排水を含む)
阿知須浄化センター	山口市阿知須 10509 番地 9	平成 7 年 3 月	5,300m ³ /日

※小郡浄化センターは高級処理の処理開始年（中級処理開始は昭和 42 年 8 月）

② 農業・漁業集落排水処理施設

名称	所在地	処理開始	処理能力
仁保下郷地区排水処理場	山口市仁保下郷 1907 番地	平成 8 年 4 月	468m ³ /日
名田島地区排水処理場	山口市名田島 2953 番地 5	平成 10 年 11 月	746m ³ /日
仁保上・中郷地区排水処理場	山口市仁保下郷 3039 番地 1、2	平成 12 年 10 月	816m ³ /日
二島東・宮之旦地区排水処理場	山口市秋穂二島 7952 番地 1	平成 16 年 10 月	168m ³ /日
秋穂西地区排水処理場	山口市秋穂東 6864 番地 1	平成 4 年 4 月	416m ³ /日
大海地区排水処理場	山口市秋穂東 2463 番地 2	平成 7 年 9 月	324m ³ /日
島地浄化センター	山口市徳地島地 1478 番地 1	平成 6 年 5 月	373m ³ /日

(3) 合併処理浄化槽整備

合併処理浄化槽設置整備推進事業における設置補助基数の見込みは、以下のとおりです。

(単位：基)

区分	4年度（実績）	6年度（見込み）
5人槽	103	103
7人槽	33	30
10人槽	4	6
合計	140	139

2 し尿及び浄化槽汚泥処理計画

(1) 収集運搬計画

し尿及び浄化槽汚泥については、許可業者による収集運搬を行うこととし、市の施設(徳地地域は防府市に委託)で全量を衛生的に処分します。

一般廃棄物の種類	収集方法	収集回数	収集方法	主な搬入先
し尿	定期	月1回	戸別収集 (別紙の許可業者)	山口市 環境センター
浄化槽汚泥	清掃時	年1回以上	戸別収集 (別紙の許可業者)	山口市 環境センター

(2) 中間処理計画

収集したし尿及び浄化槽汚泥は、山口市環境センターでし渣(ごみ等)や油脂を取り除く前処理を行います。

浄化槽汚泥は、油脂分離設備で汚泥とろ液に分離し、汚泥はセメント原料化により全量を再資源化します。

ろ液は、し尿と混合・希釈し、下水道終末処理場の山口浄化センターへ圧送し、下水道の汚水とあわせて共同処理を行っています。

施設名	所在地	処理開始	処理方式	処理能力
山口市 環境センター	山口市小郡 上郷12200番地	昭和56年10月 平成28年4月から 共同処理開始	共同処理 (前処理+下水施設圧送)	525m ³ /日

※徳地地域のし尿及び浄化槽汚泥については、防府市の施設で処分

別紙1 し尿及び浄化槽汚泥に係る収集運搬許可業者

許可業者	所在地	収集区分	許可区域
有限会社 阿知須公益社	山口市阿知須9005 番地4	し尿 浄化槽汚泥	旧阿知須町区域内
有限会社 小郡衛生秋穂社	山口市秋穂東6897 番地	し尿	秋穂二島地区、旧小郡町及び旧秋穂町区域内
		浄化槽汚泥	旧山口市、旧小郡町及び旧秋穂町区域内
有限会社 小郡環境メンテナンス	山口市阿知須1465 番地	浄化槽汚泥	旧小郡町区域内
株式会社 吉南環境テクニカル サービス	山口市佐山3691番 地1	し尿	佐山地区、旧小郡町及び旧秋穂町区域内
		浄化槽汚泥	旧山口市、旧小郡町及び旧秋穂町区域内
株式会社 小郡衛生公社	山口市小郡下郷869 番地2	し尿	陶地区、旧小郡町区域内
		浄化槽汚泥	旧山口市、旧小郡町区域内
株式会社 富士企業	山口市惣太夫町9番 24号	し尿	県道宮野大歳線を境に北側の大殿・白石・湯田・吉敷・大歳地区、宮野・仁保・名田島・鑄銭司地区、9・10・11区を除く小鯖地区、宮島町を除く大内地区及び旧阿東町区域の篠生・地福地区内
		浄化槽汚泥	旧山口市及び旧阿東町区域内
株式会社 ホーエー	防府市大字新田374 番地	し尿 浄化槽汚泥	旧徳地町区域内
防府環境設備 株式会社	防府市大字新田375 番地	し尿 浄化槽汚泥	旧徳地町区域内
株式会社 山口公衆衛生協会	山口市富田原町1番 35号	し尿	県道宮野大歳線を境に南側の大殿・白石・湯田・吉敷・大歳地区、平川・嘉川地区、小鯖地区の9・10・11区、大内地区の宮島町、旧秋穂町区域及び旧阿東町区域の生雲・徳佐・嘉年地区内
		浄化槽汚泥	旧山口市、旧秋穂町及び旧阿東町区域内

※旧山口市、旧小郡町、旧秋穂町、旧阿知須町及び旧徳地町の区域は平成17年9月30日における市又は町の区域とし、旧阿東町の区域は平成22年1月15日における町の区域とする。

別紙2 浄化槽清掃業許可業者

許可業者	所在地	区分	許可区域
有限会社 阿知須公益社	山口市阿知須9005番地4	浄化槽清掃	旧阿知須町区域内
有限会社 小郡衛生秋穂社	山口市秋穂東6897番地	浄化槽清掃	旧山口市、旧小郡町及び 旧秋穂町区域内
有限会社 小郡環境メンテナンス	山口市阿知須1465番地	浄化槽清掃	旧小郡町区域内
株式会社 吉南環境テクニカル サービス	山口市佐山3691番地1	浄化槽清掃	旧山口市、旧小郡町及び 旧秋穂町区域内
株式会社 小郡衛生公社	山口市小郡下郷869番地2	浄化槽清掃	旧山口市、旧小郡町区域 内
株式会社 富士企業	山口市惣太夫町9番24号	浄化槽清掃	旧山口市及び旧阿東町区 域内
株式会社 ホーエー	防府市大字新田374番地	浄化槽清掃	旧徳地町区域内
防府環境設備 株式会社	防府市大字新田375番地	浄化槽清掃	旧徳地町区域内
株式会社 山口公衆衛生協会	山口市富田原町1番35号	浄化槽清掃	旧山口市、旧秋穂町及び 旧阿東町区域内

※旧山口市、旧小郡町、旧秋穂町、旧阿知須町及び旧徳地町の区域は平成17年9月30日における市又は町の区域とし、旧阿東町の区域は平成22年1月15日における町の区域とする。